

宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱新旧対照表

改正案				現行																																																													
<p>第3条 市長は、設置者が当該幼稚園に在籍する園児の保護者に対し保育料等を減額し、又は免除する場合に、当該設置者に対し、<u>小学校1年生の兄又は姉を有しない園児</u>にあっては別表第1、<u>小学校1年生の兄又は姉を有する園児</u>にあっては別表第2に定める範囲内において補助を行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>小学校1年生の兄又は姉を有する園児に係る補助限度額は、別表第1のみにより算定した額又は別表第2のみにより算定した額のいずれか高い金額とする。</u></p> <p>別表第1(第3条関係) 小学校1年生の兄又は姉を有しない園児の場合</p>				<p>第3条 市長は、設置者が当該幼稚園に在籍する園児の保護者に対し保育料等を減額し、又は免除する場合に、当該設置者に対し、<u>別表</u>に定める範囲内において補助を行う。</p> <p>別表(第3条関係)</p>																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">補助対象経費</th> <th colspan="3">補助限度額(年額)</th> </tr> <tr> <th>第1子</th> <th>第2子</th> <th>第3子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法の規定による保護を受けている世帯又は当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯</td> <td rowspan="5">保育料及び入園料の合計額</td> <td>140,500円</td> <td>185,000円</td> <td>257,000円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯</td> <td>106,500円</td> <td>161,000円</td> <td>250,000円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が18,600円以下となる世帯</td> <td>80,900円</td> <td>143,000円</td> <td>243,000円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が18,601円以上135,000円以下となる世帯</td> <td>56,900円</td> <td>126,000円</td> <td>238,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の世帯</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>				区分	補助対象経費	補助限度額(年額)			第1子	第2子	第3子以降	生活保護法の規定による保護を受けている世帯又は当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	保育料及び入園料の合計額	140,500円	185,000円	257,000円	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	106,500円	161,000円	250,000円	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が18,600円以下となる世帯	80,900円	143,000円	243,000円	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が18,601円以上135,000円以下となる世帯	56,900円	126,000円	238,000円	上記以外の世帯	略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">補助対象経費</th> <th colspan="3">補助限度額(年額)</th> </tr> <tr> <th>第1子</th> <th>第2子</th> <th>第3子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法の規定による保護を受けている世帯又は当該年度に納付すべき市民税が非課税とする世帯</td> <td rowspan="5">保育料及び入園料の合計額</td> <td>139,100円</td> <td>211,000円</td> <td>268,000円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税とする世帯</td> <td>105,400円</td> <td>194,000円</td> <td>265,000円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が17,200円以下となる世帯</td> <td>80,800円</td> <td>182,000円</td> <td>262,000円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が17,201円以上124,400円以下となる世帯</td> <td>56,800円</td> <td>170,000円</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の世帯</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>				区分	補助対象経費	補助限度額(年額)			第1子	第2子	第3子以降	生活保護法の規定による保護を受けている世帯又は当該年度に納付すべき市民税が非課税とする世帯	保育料及び入園料の合計額	139,100円	211,000円	268,000円	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税とする世帯	105,400円	194,000円	265,000円	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が17,200円以下となる世帯	80,800円	182,000円	262,000円	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が17,201円以上124,400円以下となる世帯	56,800円	170,000円	260,000円	上記以外の世帯	略	略	略
区分	補助対象経費	補助限度額(年額)																																																															
		第1子	第2子	第3子以降																																																													
生活保護法の規定による保護を受けている世帯又は当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	保育料及び入園料の合計額	140,500円	185,000円	257,000円																																																													
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		106,500円	161,000円	250,000円																																																													
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が18,600円以下となる世帯		80,900円	143,000円	243,000円																																																													
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が18,601円以上135,000円以下となる世帯		56,900円	126,000円	238,000円																																																													
上記以外の世帯		略	略	略																																																													
区分	補助対象経費	補助限度額(年額)																																																															
		第1子	第2子	第3子以降																																																													
生活保護法の規定による保護を受けている世帯又は当該年度に納付すべき市民税が非課税とする世帯	保育料及び入園料の合計額	139,100円	211,000円	268,000円																																																													
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税とする世帯		105,400円	194,000円	265,000円																																																													
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が17,200円以下となる世帯		80,800円	182,000円	262,000円																																																													
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が17,201円以上124,400円以下となる世帯		56,800円	170,000円	260,000円																																																													
上記以外の世帯		略	略	略																																																													
備考 1及び2 略				備考 1及び2 略																																																													

別表第2(第3条関係)

小学校1年生の兄又は姉を有する園児の場合

区分	補助対象経費	補助限度額(年額)	
		第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯又は当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	保育料及び入園料の合計額	156,000円	170,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		125,000円	143,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が18,600円以下となる世帯		102,000円	122,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が18,601円以上135,000円以下となる世帯		80,000円	103,000円
上記以外の世帯		12,000円	12,000円

備考

- この表における「第2子」とは、同一世帯において小学校1年生の兄又は姉を第1子(小学校1年生の兄又は姉を2人以上有する場合若しくは小学校1年生の兄又は姉及び当該兄又は姉に係る兄又は姉を有する場合であっても、これらの者を第1子とする。)とする弟又は妹が1人就園の場合のその園児及び2人以上就園している場合の最年長の園児をいい、「第3子以降」とは、第2子以外の園児をいう。
- 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。